

## 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター 暫定配備期間延長に関する意見書

去る6月21日、在沖米軍第18航空団は、1月から米軍嘉手納基地に暫定配備しているF22ラプターの配備期間延長を公表し、7月1日には、防衛省が、米軍普天間飛行場に追加配備されるMV22オスプレイ12機が山口県岩国飛行場での機能確認飛行等実施後、順次、米軍普天間飛行場に移動すると発表した。

オスプレイの県内配備については、沖縄県議会を初め、県内41市町村議会の全てにおいてオスプレイ配備に抗議する決議が可決され、さらに昨年9月9日には「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会」が開催され、オスプレイ配備計画の即時撤回と米軍普天間飛行場の閉鎖、撤去を求める決議が採択された。それにもかかわらず、日米両政府は、同年9月19日の日米合同委員会において「安全確保策」で正式合意し、安全宣言を発表して、同年10月1日に米軍普天間飛行場にオスプレイを12機配備した。

しかし、同安全宣言は、「できる限り」、「可能な限り」などの米軍の恣意的運用を可能にする条件付きのものとなっている上、オスプレイの配備後に沖縄県が飛行合意違反と指摘した318件について、5月27日に日本政府は「明確な違反は確認されていない」との調査結果を発表し、米軍は合意事項を遵守していると繰り返している。

このような状況下において、ラプター12機の暫定配備期間を延長した上に、8月にも、さらにオスプレイ12機を配備することは、県民の思いを踏みにじる暴挙である。

現在、県民の騒音・環境問題等に対する怒りと不安、墜落への恐怖は払拭されておらず、余りにも県民の声を無視し続ける両政府の対応は、言語道断で到底容認できるものではない。

よって、本県議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守る立場から、県内へのオスプレイ追加配備及び常駐化につながるラプター暫定配備期間延長に強く抗議するとともに、米軍普天間飛行場の固定化に強く反対し、オスプレイ及びラプター全機の撤収と米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月11日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣  
外務大臣  
防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て

